

議員提出第9号

性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成29年 9月22日

提 出 者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛 成 者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 岩田 京子

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提 案 理 由 口 頭

性暴力被害者支援のための法整備と予算措置を求める意見書

性犯罪は「魂の殺人」と言われ、被害者の心の傷は計り知れず、心的外傷ストレス障害(PTSD)の発症率も高く、何十年経ってもトラウマに苦しむ被害者がいるにもかかわらず、十分な支援がないのが現状です。

そうしたなかで、医師や支援者が中心になり、1か所で支援が受けられる「ワンストップ支援センター」が2010年に大阪府で開設されました。しかし、現在全国でも38か所、東京にも1か所しかありません。内閣府の男女共同参画局も一定の予算をするに至っていませんが、各センターと協力する医療機関はボランティアや寄付金で賄われているのが現状です。

国連のガイドラインでは、人口20万人規模に1か所のセンターが必要であり、根拠法を制定し、被害者が公的な予算で治療やカウンセリングを受けられるように求めています。

男女や年齢を問わず日々発生している性暴力被害者を守る法律制定が必要です。

よって、一日もはやい「関係法整備」と「予算措置」を強く求めるものです。

1. 性暴力被害者に対する支援についての根拠法を早期に制定すること。
2. 被害者が早期に十分な治療や対応を受けられるように「ワンストップ支援センター」を増設し、予算措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

女性活躍担当・内閣府特命担当大臣

国家公安委員会委員長